

○北本市パブリック・コメント手続条例施行規則

平成24年9月28日

規則第38号

改正 令和4年2月21日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市パブリック・コメント手続条例（平成24年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模な市の施設の整備)

第2条 条例第2条第4号エに規定する大規模な市の施設の整備は、総事業費が5億円以上のものとする。

(パブリック・コメント手続の方法等)

第3条 条例第3条の規定によるパブリック・コメント手続の実施は、次に掲げる事項に、必要な関連資料を添えて、施策等についての意思決定を行う前の適切な時期に、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法で公表することにより行うものとする。

(1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等を策定する経緯

(2) 施策等又はその概要

(パブリック・コメント手続を省略した理由の公表)

第4条 条例第4条第2項の規定による公表は、ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

(パブリック・コメント手続の周知)

第5条 条例第5条の規定による周知は、次に掲げる事項を北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホー

ムページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

- (1) 意見の提出先
- (2) 意見の提出方法
- (3) 意見の提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(意見の提出)

第6条 パブリック・コメント手続に係る意見は、パブリック・コメント手続意見提出書（別記様式）に、必要な事項を記載し、次に掲げる方法により市長に提出するものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) ホームページ上の専用フォーム
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法
(令4規則9・一部改正)

(結果の公表)

第7条 条例第8条の規定による公表の方法は、ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

<p>北本市パブリック・コメント手続意見提出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）北本市長</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p>提出者 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話（メールアドレス） _____</p> <p style="text-align: right;">法人その他の団体にあつては、事務所又は 事業所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">に関し次のとおり意見を提出します。</p>	
意見の内容	
提出者の区分	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者<input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する者<input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する者 （勤務先の名称 _____ 所在地 _____）<input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者 （学校の名称 _____ 所在地 _____）<input type="checkbox"/> 市に対して納税義務を負う者<input type="checkbox"/> パブリック・コメント手続に係る施策等に利害関係を有する者 （利害関係 _____）

備考 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

別記様式（第 6 条関係）